

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成24年度～26年度

案

大 阪 市

*** 目 次 ***

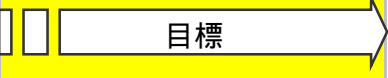
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	1
大阪市の高齢化の現状	2
高齢者施策の基本的な考え方	3
重点的な課題と取組み	4
1 高齢者の地域包括ケアの推進	5
2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進	7
3 市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり	10
4 高齢者の多様な住まい方の支援	14
具体的施策	17
1 地域包括ケアの推進	19
2 認知症高齢者支援と権利擁護	19
3 生きがいづくり、介護予防・健康づくり	19
4 住まい・まちづくり	19
5 サービスの利用支援	20
施設等の整備目標数・サービス目標量	23
介護保険給付に係る費用の見込み等	25
介護保険給付に係る費用算定の流れ	25
高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	25
要介護（要支援）認定者数の推計	26
サービス利用者（受給者）数の推計	26
介護保険給付及び地域支援事業に係る費用 （利用者負担分を除く）の見込み	27
第1号被保険者の保険料額の算出	28
施策の推進体制	29
1 市民等の意見反映のための体制	29
2 施策推進のための体制	29
3 研究・検討体制の整備	29

* 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について *

わが国では、人口の高齢化が急速に進行し、65歳以上の人口割合（総人口比）は、平成22（2010）年には23%となっています。このような5人に1人が高齢者という「本格的な高齢社会」においては、支援を必要とする高齢者とその家族等のニーズを的確に把握して有効で適切な施策を講じることが必要です。

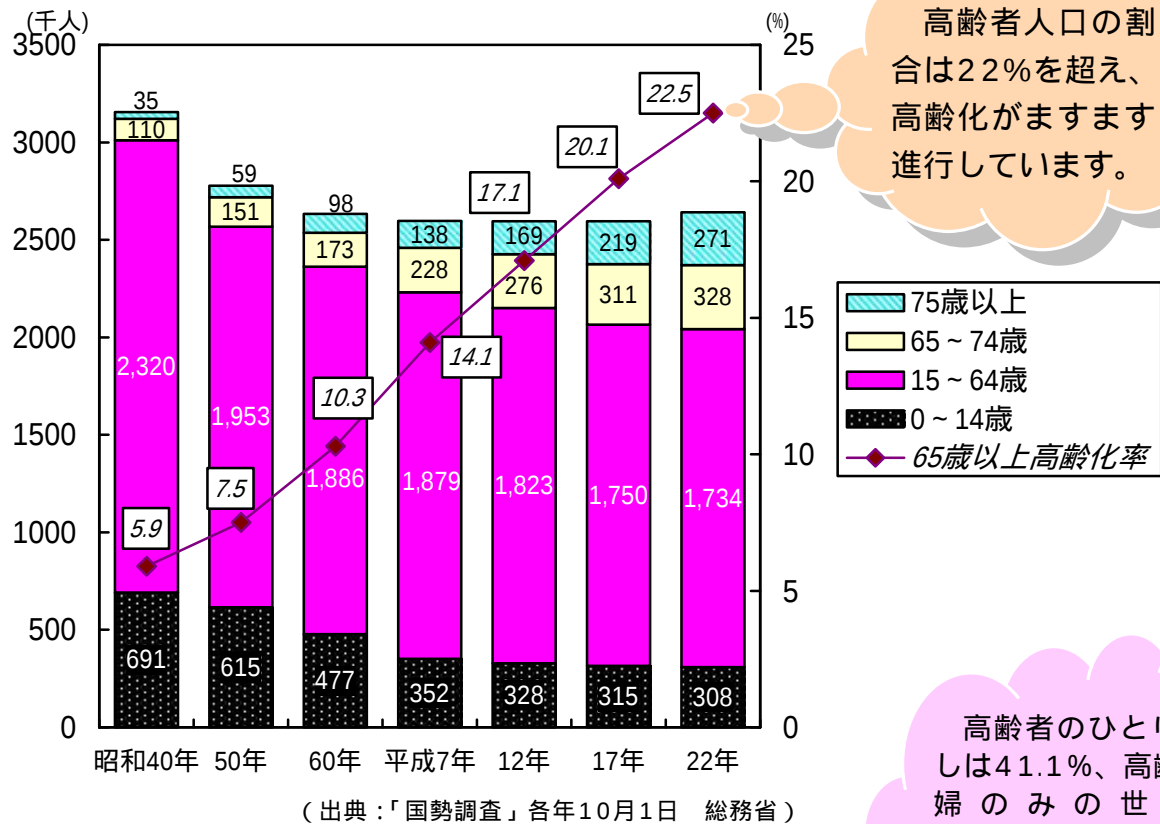
今回の計画は、保健・福祉施策及び介護保険事業だけでなく、それ以外の高齢者に係る施策も包含した平成21（2009）年度を始期とした「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、高齢者の総合的な計画として市民の理解と協力を得て策定するものです。計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。

〔計画の期間〕

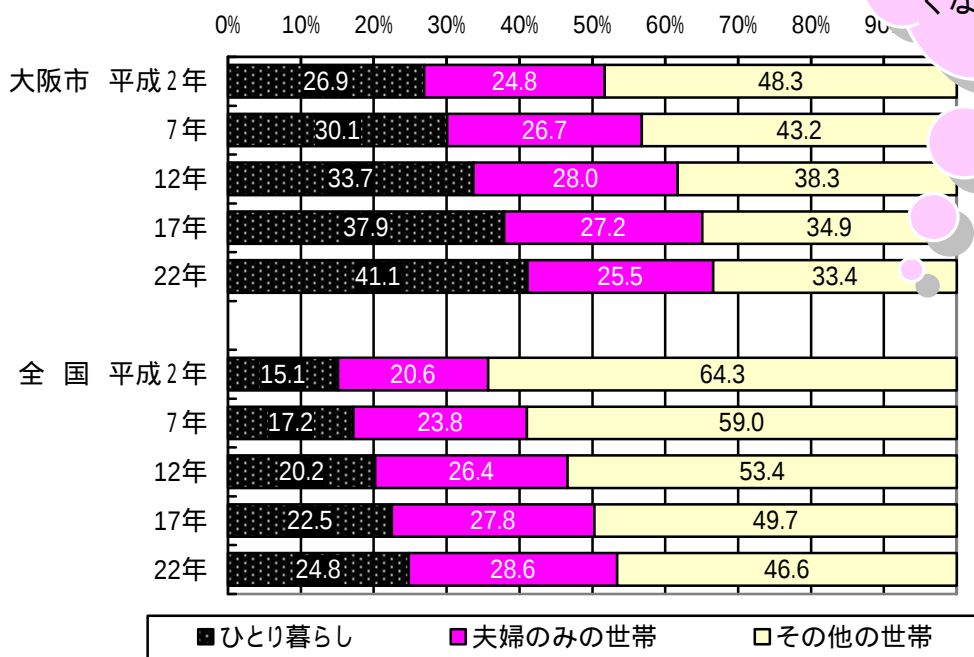
平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
第4期（前回）								
			第5期（今回）					
								
						第6期・予定（次回）		

* 大阪市の高齢化の現状 *

大阪市の年齢区分別人口と高齢化率の推移



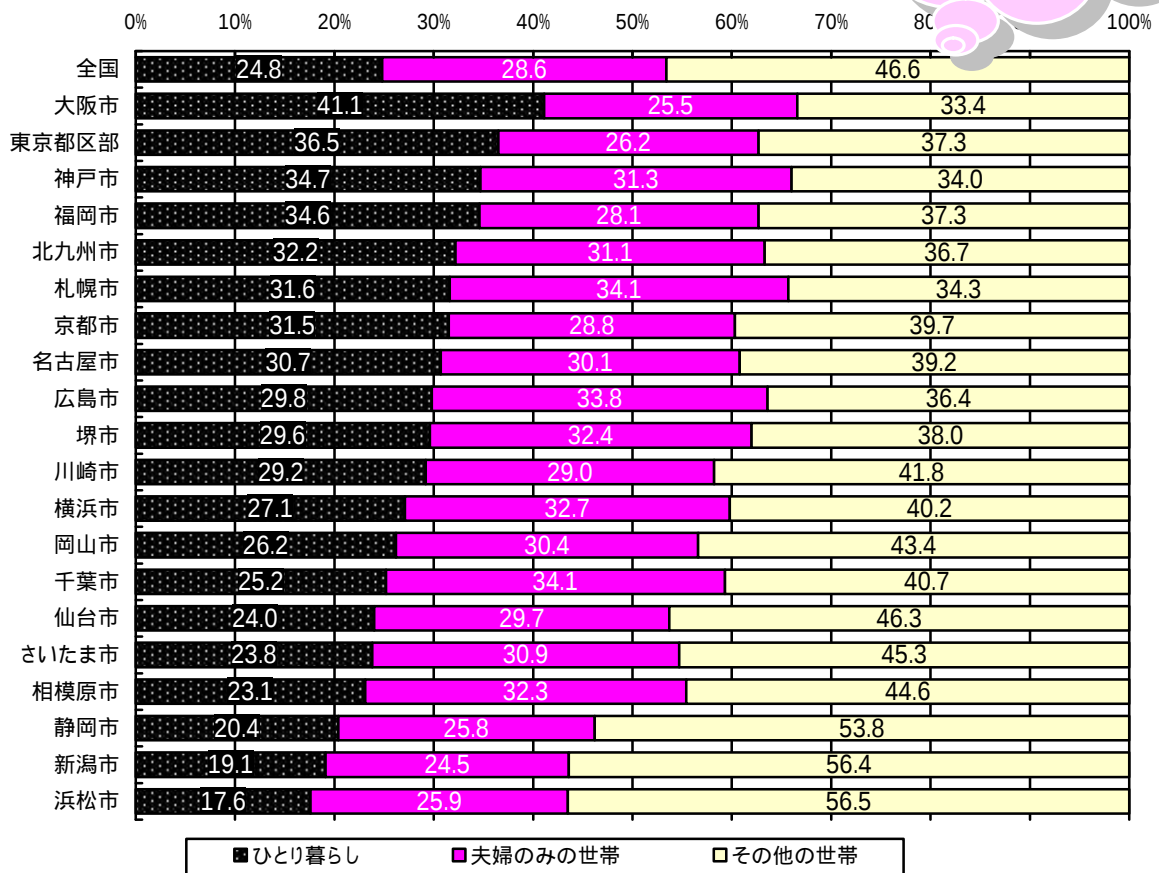
65歳以上の人がある世帯の状況の推移



(出典:「国勢調査」各年10月1日 総務省)

65歳以上の人がある世帯の状況 政令指定都市等比較

ひとり暮らし高齢者世帯の割合は、全国の政令指定都市の中で最も高くなっています。



(出典:「国勢調査」平成22(2010)年10月 総務省)

* 高齢者施策の基本的な考え方 *

(1) 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

(2) 個々人の意思を尊重した生活の実現

(3) 安全で快適な生活環境の実現

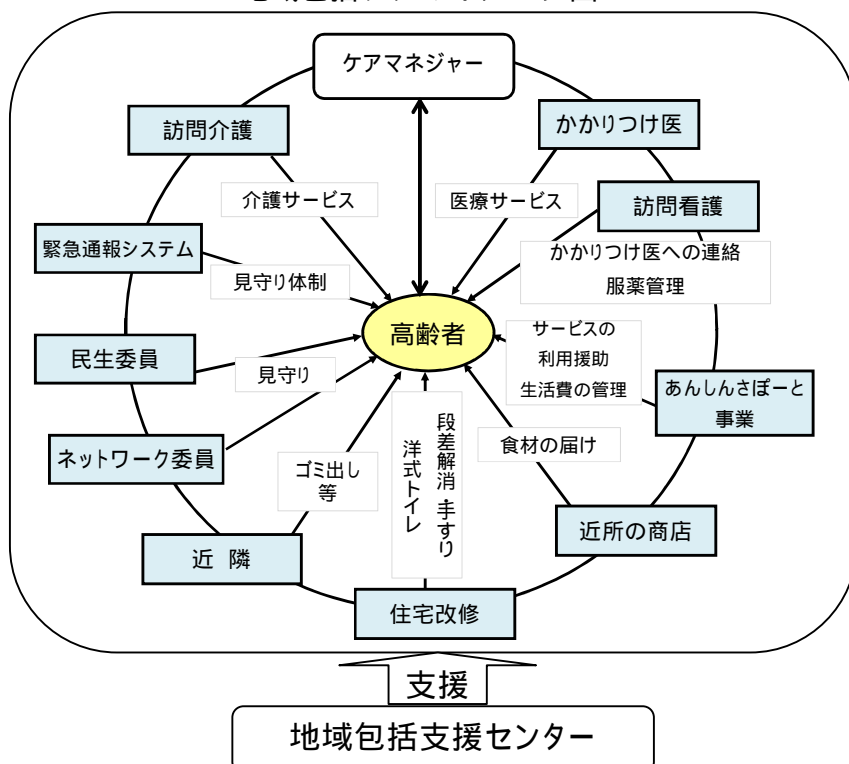
(4) 利用者本位のサービス提供の実現

* 重点的な課題と取組み *

地域包括ケアシステム

今後のさらなる高齢化の進展を見据え、介護、医療のみならず、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供される仕組みが必要。

< 地域包括ケアのイメージ図 >



あくまでもイメージ図であり、すべての社会資源を反映したものではありません。
高齢者の状況によっては、医療サービス等は地域レベルを越えたサービス提供が必要となる場合があります。

今後3年間で重点的に取り組む施策

1

高齢者の
地域包括ケアの推進

2

認知症高齢者支援と
高齢者の権利擁護施策
の推進

3

市民による自主的活動
への支援と介護予防・
健康づくり

4

高齢者の多様な
住まい方の支援

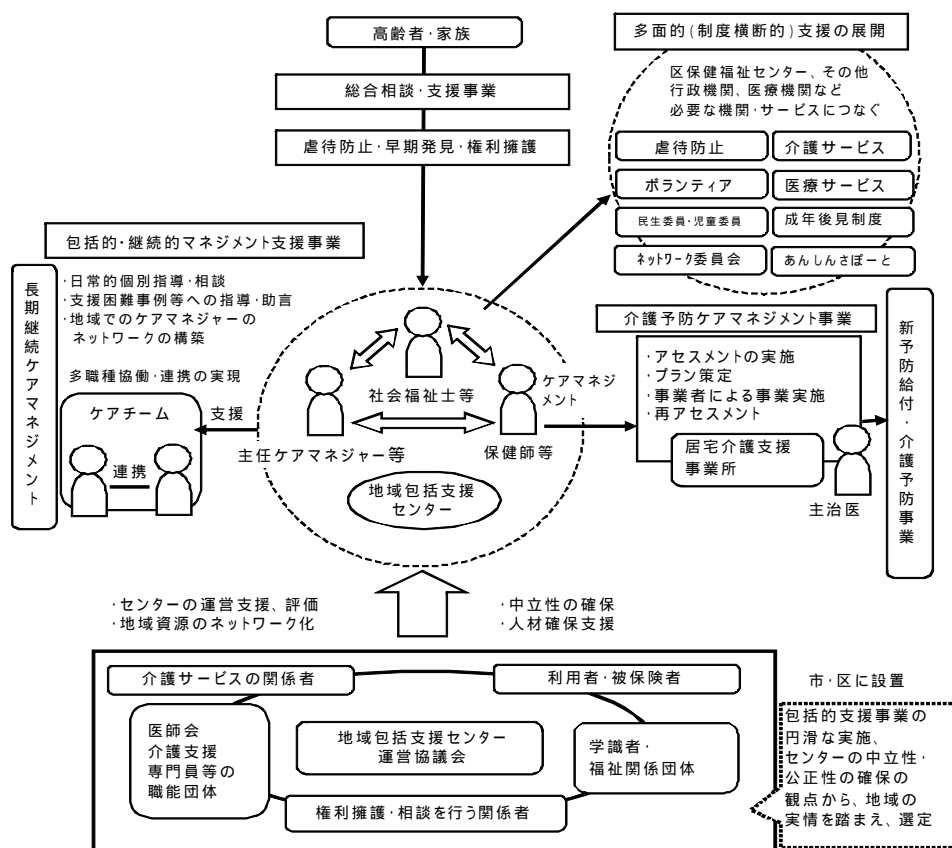
1 高齢者の地域包括ケアの推進

ア 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、適切なサービスが切れ目なく提供できる体制を構築するうえで重要な役割を担う地域包括支援センターの充実・強化を図るため、

- ◆市民がより身近な地域で相談できるよう地域包括支援センターの増設を行ってきた結果、箇所数も平成18（2006）年度の24か所から54か所となっています。上記のとおり、その役割はますます大きくなっており、どの地域包括支援センターでも等しく質の高いサービスを提供し、適切な支援が行えるよう、専門機関としての質の向上に努めます。
- ◆評価基準をより客観的なものとし、精度を上げていくとともに研修の充実を図ります。
- ◆個別事案への助言・指導や地域包括ケア等に関する助言支援等、後方支援を行う体制の充実に努めてまいります。

< 地域包括支援センターの役割 >



イ 地域における住民相互の見守りネットワークの充実と生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者等が地域において安心して暮らすためには、近隣住民による見守り・相互援助、サービスへのつなぎ機能が重要であることから、

- ◆大阪市においては、高齢者をはじめ障害者、子育て家庭等のニーズ発見から社会資源の提供、開発にいたるまでのシステムとして地域支援システムがあり、地域レベルの地域ネットワーク委員会等による、現行の発見・見守り・支え合いの取り組みを一層推進するとともに、保健・医療・福祉ネットワーク推進員が地域福祉活動の推進役として、相談支援機関との連携を強化し、地域の福祉課題の解決に向けた活動の活性化を図ります。
- ◆災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが不可欠です。特に、ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域ネットワーク委員会活動による見守り活動等の生活支援を密接に行う方策を検討する必要があります。

ウ 高齢者の地域生活を支えるための保健・医療・福祉の連携

介護予防や医療ニーズの高い要介護者の在宅ケアの推進等、地域における保健・医療・福祉の連携の重要性が増していることから、

- ◆地域包括支援センターにおいて、地区医師会等の関係機関と協力し、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向け、医療をはじめ介護・福祉関係者へ働きかけを強めます。
- ◆難病や在宅における緩和ケア等の対応について、地域に密着した訪問看護ステーションや医療機関を中心に在宅療養を一層支援します。
- ◆介護保険施設等における健康管理や緊急時対応、看取りについて、医療と介護の機能分担と連携を行い、利用者にとって適切な医療サービスと介護サービスが提供される体制づくりに努めます。

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進

(1) 認知症高齢者支援

全国の認知症高齢者数は、平成17(2005)年には約169万人であると推計され、平成27(2015)年には約250万人、平成37(2025)年には約323万人となると推計されています。(「2015年の高齢者介護」高齢者介護研究会 平成15(2003)年6月)

大阪市においては、平成23(2011)年11月末現在の介護保険第1号被保険者に対して、何らかの介護・支援を必要とする認知症高齢者(要介護認定において「認知症高齢者の日常生活自立度」が 以上)は54,736人となっています。4年前の調査と比較すると、10,284人の増加(増加率は、23.1%)となっており、高齢者人口(第1号被保険者数)の伸び(6.8%)を上回っています。今後も75歳以上を中心とした高齢者数の増に伴い、さらなる増加が見込まれます。

ア 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

高齢者やその家族、地域社会全体が認知症に関する知識や理解を深めるため、

- ◆講演会や研修会等啓発活動を推進します。
- ◆「認知症サポーター」を平成26(2014)年度までに8万人を養成します。
- ◆地域での活動範囲の拡大をめざし、認知症サポーターやサポーターの講師役の「キャラバン・メイト」の活動支援や組織化等に努めます。

【主な事業】

- ・キャラバン・メイトを含む認知症サポーター養成事業
- ・認知症介護実践者等養成研修

イ 認知症の早期発見、早期対応のしくみづくり

市民に対し、認知症に関する様々な啓発を行うとともに、医療機関や保健福祉関係機関の緊密な連携により、早期の受診、専門医による正確な診断及び適切な治療・対応を実現するしくみを構築するために、

- ◆かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に関係機関が連携するネットワークの維持定着・発展に努めます。
- ◆サポート医の養成やかかりつけ医の認知症理解を深める事業を進めるとともに、医療機関相互のネットワークの維持定着・発展を目指します。
- ◆地域包括支援センターや区保健福祉センター、弘済院等の相談機能の充実を図るとともに、関係機関相互の情報の共有化や情報発信機能の強化に努めます。
- ◆介護保険等の在宅生活を支援するサービスや、グループホーム等の施設・居住系サービスの提供に努めるとともに、適切な認知症ケアにあたる人材育成を図ります。

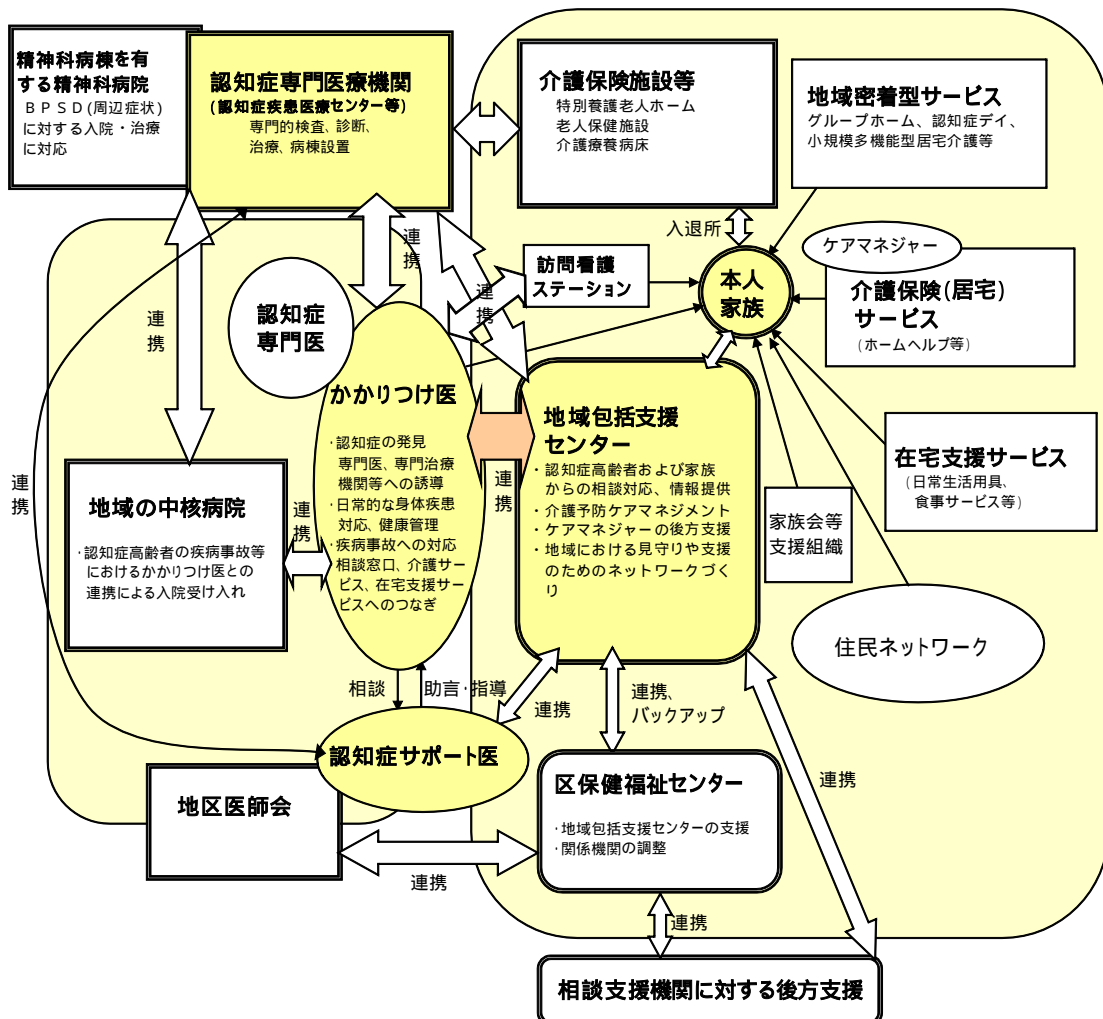
【主な事業】

- ・認知症医療支援事業
- ・認知症高齢者等支援の地域連携を図るための事業
- ・認知症対策連携強化事業
- ・大阪市立弘済院の「もの忘れ外来」
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の介護保険サービス

ウ 認知症にかかるサービスの質の向上

- ◆就労・子育て等、高齢者と異なる課題がある若年認知症について、対策を検討します。
- ◆認知症の専門医療機能と専門介護機能を有する大阪市立弘済院において、今後も認知症の早期発見、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。また、施設の特徴を活かし、困難症例への対応を行うとともに、大阪市立大学医学部等との連携も行いながら新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。

区における認知症高齢者支援ネットワーク（連携体制） 概念図



(2) 権利擁護施策の推進

ア 高齢者虐待防止への取組みの充実

< 大阪市における高齢者虐待の通報等件数の推移 >

高齢者虐待の相談・通報・届出件数		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
養護者によるもの		416件	491件	461件	534件
通 報 窓 口	区保健福祉センター	146件	191件	163件	173件
	地域包括支援センター	270件	300件	298件	361件
うち虐待と判断した件数		297件	355件	340件	376件
通 報 窓 口	区保健福祉センター	105件	128件	123件	112件
	地域包括支援センター	192件	227件	217件	264件
養介護施設従事者等によるもの		15件	22件	23件	29件
うち虐待と判断した件数		3件	4件	4件	5件

(健康福祉局調べ)

高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みとして、

- ◆地域住民へ高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ◆関係機関等の参画する高齢者虐待防止連絡会議における情報共有や連携強化を図ります。
- ◆区保健福祉センターや地域包括支援センターの専門性の向上と連携強化を行います。
- ◆介護家族の介護負担等の軽減を図るため相談や支援を行います。

【主な事業】

- ・区保健福祉センターや地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談・支援
- ・高齢者虐待に伴う緊急一時保護

イ 権利擁護施策や日常生活支援施策の推進

あんしんさぼーと事業や成年後見制度のニーズへ確実に対応できるよう、

- ◆あんしんさぼーと事業においては、相談員による福祉サービスの利用援助や生活支援員による金銭管理等、ニーズに合わせた事業運営を行います。
- ◆市民後見人の養成や活動支援を行い、成年後見制度の担い手の裾野を広げます。

【主な事業】

- ・あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）
- ・成年後見支援センターでの成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度に係る市長審判請求

3 市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり

(1) 地域活動への参画支援と高齢者の生きがいがづくり

ア 高齢者の経験や知識を活かし地域活動に参画していくための支援

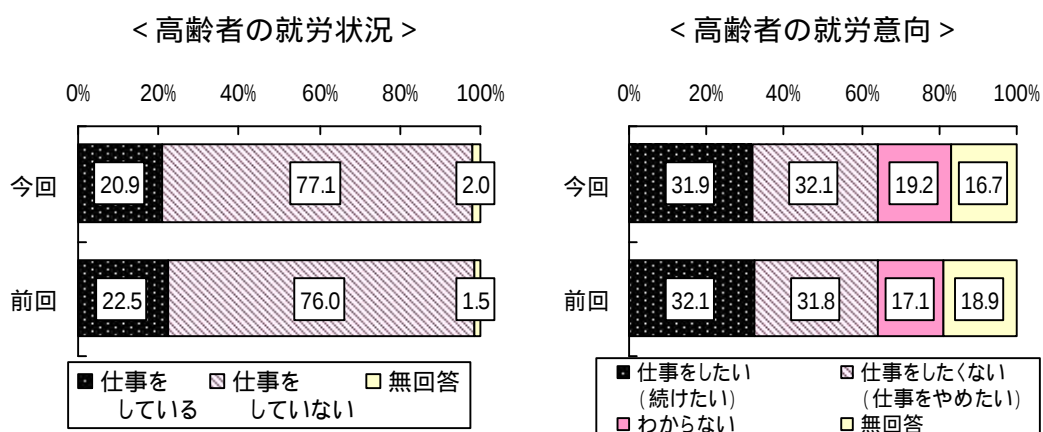
団塊の世代を含む高齢者が、地域活動に参加しやすい状況を整えるために、

- ◆引き続き、地域デビューの支援や、「団塊・シニア世代の地域活動参加促進事業」等の取組みを通じた地域活動に参加に向けたしくみや受け皿づくり、自主的活動の支援を行います。
- ◆高齢者を対象に、地域における介護・福祉の担い手としての養成や、社会参加の促進を図ります。

イ 生きがいがづくり支援のための基盤整備

今後多様化が予想される、高齢者の社会参加や生きがいがづくりニーズに対して、

- ◆生涯スポーツや生涯学習を推進します。
- ◆老人福祉センター等の施設や老人クラブなどの組織が、情報発信機能を発揮し、連携を図るとともに、生きがいがづくり活動の機会提供や支援等を行います。
- ◆シルバー人材センターにおいて、高齢者の個々のニーズに応じた就労機会の提供に努めます。



(出典:「高齢者実態調査(本人調査)」平成23(2011)年4月 大阪市)

【主な事業】

(生涯スポーツ)

・地域スポーツセンター ・屋内プール ・大阪市スポーツボランティア

(生涯学習)

・総合学習センター ・市民学習センター
・小学校区教育協議会 - はぐくみネット -

(生きがいがづくりの場・機会の提供)

・老人福祉センター等の生きがいがづくり施設
・老人クラブ活動 ・シルバー人材センター

(2) ボランティア・NPO等の市民活動支援

ア ボランティア・NPO等の市民活動支援

市民活動の推進とともに、多様化する市民ニーズに対し、市民や行政、企業、市民活動団体が、それぞれの役割を分担し、協働した取組みを展開するため、

- ◆大阪市ボランティア情報センターによる情報発信や相談業務を実施します。
- ◆ボランティア活動振興基金や市民活動推進基金を活用し、団体の活動を助成します。
- ◆市民や地域住民組織・ボランティア団体・NPO等の市民活動団体、事業者がともに地域社会の一員として連携協力し、課題解決に取り組む施策を推進します。

【主な事業】

- ・大阪市ボランティア情報センター、ボランティア・ビューロー、大阪ボランティア協会による情報発信、相談業務等
- ・ボランティア活動振興基金や市民活動推進基金による活動助成

イ 高齢者によるボランティア活動の推進

情報提供や人材育成等により、高齢者が、ボランティア活動やNPO等への参画を通じて自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活の意欲を高めていくくみづくりとして、

- ◆シルバーボランティアセンターでは、ボランティア活動への参加を希望する方へニーズに応じた活動やグループを紹介するとともに、ボランティアの派遣等を希望される施設やグループにはボランティアを派遣し、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。
- ◆地域における団体・サークル活動等のボランティア講師として活動できるよう、高齢者を生涯学習インストラクターバンクに登録し、生涯学習における指導者層の充実を図ります。

【主な事業】

- ・シルバーボランティアセンターにおける講習会開催、活動紹介、ボランティア派遣
- ・生涯学習インストラクターバンク

(3) 介護予防・健康づくり

○ 介護予防事業

ア 「はつらつシニア」(旧特定高齢者)への支援

本市においては、介護予防や健康づくり関連の民間施設等が整備され、また、住民の価値観も多様化していることから、介護予防事業への参加を勧奨するだけでなく、他の社会資源も積極的に活用を図る必要があり、

- ◆ ケアマネジメントを担う地域包括支援センターの役割は非常に重要となるため、地域特性に応じた介護予防活動が実践できるよう研修や実地指導等を通じて支援していきます。
- ◆ かかりつけ医、地域包括支援センターや老人クラブ連合会をはじめとした地域の関係機関や、健康づくり関連の自主グループ等とも連携を図りながら、事業を推進します。

【主な事業】

- ・ 対象者把握事業
- ・ 通所型介護予防事業
- ・ 訪問型介護予防事業

イ すべての高齢者への支援

地域で暮らすすべての高齢者が、歳を重ねても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにするためには、生活習慣病の予防をはじめ、足腰の筋力低下を防ぎ活動的な生活を維持することが重要であるため、

- ◆ 各種検診の受診勧奨及び正しい知識や情報を地域の健康講座や講演会等で広く普及啓発するとともに、必要な方には個別への支援を実施します。
- ◆ 高齢者が自らの健康状態を認識し主体的な予防活動が継続できるように、新たな健康づくりの自主活動グループの育成を図るとともに、既存の自主活動グループの活性化に向けた支援にも取り組みます。

【主な事業】

- ・ 地域健康講座
- ・ 地域健康情報発信事業
- ・ 介護予防・健康づくり推進講座

○健康づくり

ア 生活習慣病の予防

生活習慣病を予防するためには、長年培ってきた自分の生活習慣を見つめ直し、バランスの取れた食生活、適度な運動、禁煙などの生活習慣を確立し、継続することが重要ですが、一人で続けるのは難しいため、

- ◆特定健康診査の受診率の向上に努めるとともに、地域に出向いた健康講座等の開催や訪問指導事業等による個別支援を行っています。単に生活習慣改善のための正しい知識の普及に止まることなく、調理実習や運動実践等、生活習慣改善の動機付けとなる魅力ある内容を工夫し、効果的な事業の実施に努めます。
- ◆若い時期の健康づくりが高齢期の健康につながることから、ターゲットをしばった取り組み強化に努めます。

【主な事業】

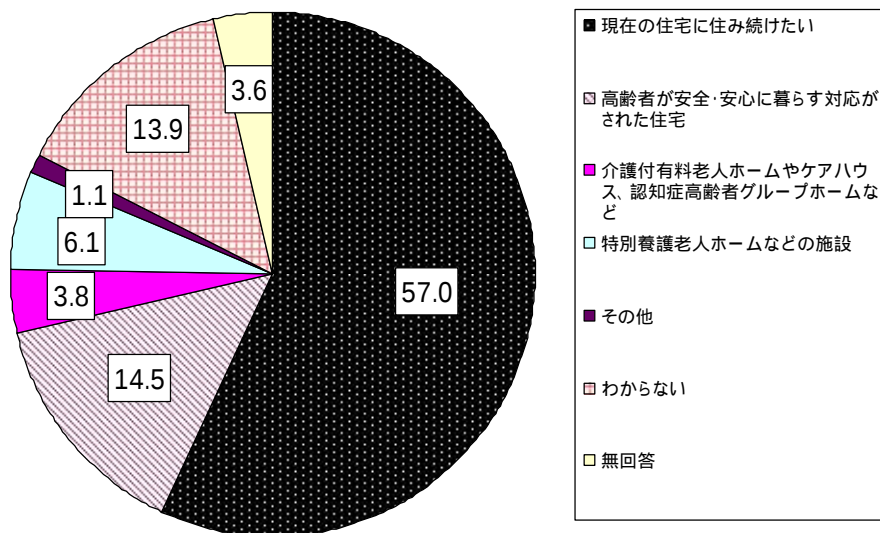
- ・健康づくり普及啓発
- ・すこやかパートナー制度
- ・食生活指導

イ がんの早期発見

がん検診を受診しない理由として「必要性を感じない」が市民アンケート調査で第1位となっていることから、

- ◆がん予防等施策の基本となる事項を定めた大阪市がん予防推進条例（平成23（2011）年10月1日施行）の趣旨を踏まえながら、周知広報や普及啓発、地域での健康教育や健康講座の開催などにより、引き続き受診率向上に取り組みます。

ア 多様な住まい方の支援



(出典:「高齢者実態調査(本人調査)」平成23(2011)年4月 大阪市)

高齢者のニーズに応じた、多様な居住形態とこれに付随するサービスの確保と質の向上のため、

- ◆見守り支援や介護保険サービスの提供等、住まいの状況に応じた生活支援体制の構築に努めます。
- ◆大阪市立住まい情報センターにおいて、住宅相談を含めた様々な情報提供を行います。

《多様な居住形態・サービス》

施設等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームの整備 等
公営住宅	高齢者世帯向けの入居者募集 高齢者ケア付住宅の入居者募集 等
民間住宅	サービス付き高齢者向け住宅の整備 等

イ 高齢者の居住の安定に向けた支援

- ◆市営住宅については、高齢者世帯向け住宅の入居者募集等、高齢化への対応を進めます。
- ◆民間住宅については、高齢者の入居を受け入れる住宅についての情報提供を行う大阪あんしん賃貸支援事業を実施するなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援を行います。
- ◆高齢期における身体機能の低下に対応するため、住宅改修に対する支援を行います。

【主な事業】

- ・市営住宅の高齢化対応設計
- ・高齢者向け住宅・単身者向け住宅・高齢者ケア付住宅（市営住宅）
- ・民間受入住宅の情報提供を行う大阪あんしん賃貸支援事業
- ・住宅改修費の支給、介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）
- ・高齢者住宅改修費の助成制度

ウ 施設・居住系サービスの推進

< 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームの整備の推移 >

	20年度(A)	23年度(B)	B/A
特別養護老人ホーム	8,802人	9,239人	1.05
介護老人保健施設	5,584人	5,943人	1.06
認知症高齢者グループホーム	1,750人	2,495人	1.43
高齢者人口	571千人	595千人	1.01

（健康福祉局調べ）

- ◆在宅での生活に近い施設ケアが求められていることから、ユニットケアのように在宅に近い環境での個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応えた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

【主な事業】

- ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホーム等）
- ・養護老人ホーム

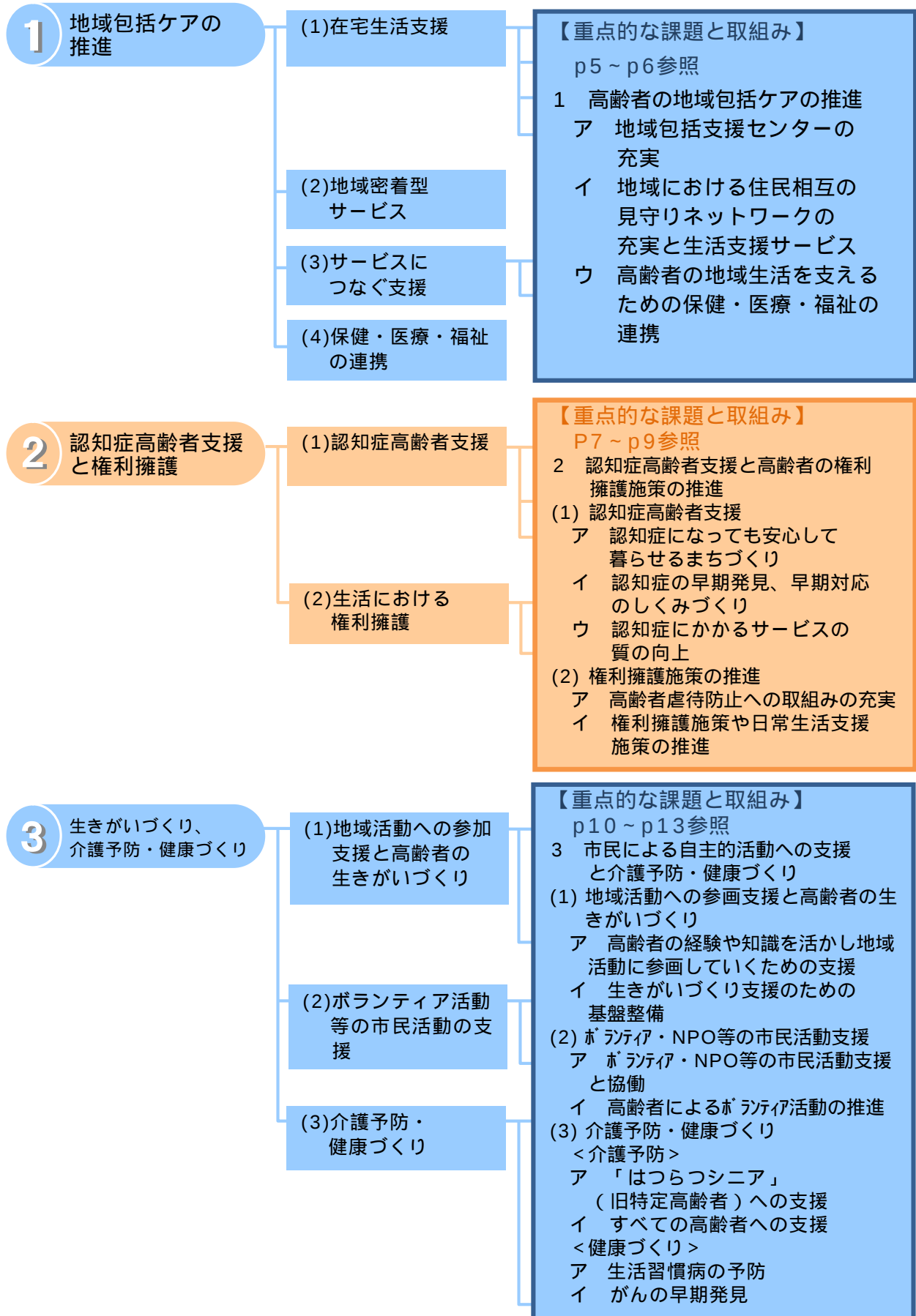
介護老人福祉施設 (地域密着型を含む特別養護老人ホーム)	◆社会福祉法人に対して整備補助を行い、必要な施設整備を進めます。 ◆できる限り在宅に近い環境で生活ができるよう、引き続き個室・ユニット型での整備を行います。 ◆地域密着型介護老人福祉施設の整備にあたっては、安定したサービス提供のため、本体施設を伴うサテライト型を基本とします。
介護老人保健施設	◆全室個室で10人程度のグループで家庭的なケアを行う個室・ユニット型の施設整備を基本として進めますが、従来型での整備(改修を含む)も可能とします。
介護療養型医療施設	◆介護保険法の改正により介護療養病床の転換期限が平成23(2011)年度末から6年間延長されるとともに、平成24(2012)年度以降は介護療養病床の新設は認めないこととされています。
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	◆認知症高齢者の増加に伴うニーズに対応するため、必要利用定員総数が、日常生活圏域では上回る場合でも、市域全体の範囲内であれば事業者指定を行う等、一層の事業者参入の促進に努めます。
特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む有料老人ホーム等)	◆今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、引き続き、特定施設入居者生活介護のサービス目標量の拡大を行い、新たな事業者の参入の促進と、サービスの質の確保に向けた事業者の指定・指導を行います。
養護老人ホーム	◆ひとり暮らしや低所得の高齢者が多い状況を勘案し、社会福祉法人に整備補助を行う等、必要な整備に努めます。 ◆施設入居者の状況を勘案しつつ、必要に応じて特定施設入居者生活介護の指定に向けて手続きを行います。

◆居宅で生活することが困難である等の高齢者の多様な居住ニーズに対応します。

【主な事業】

- ・軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ・経過的軽費老人ホーム
- ・生活支援ハウス

* 具体的施策 *



4 住まい・まちづくり

(1) 住まいづくり

【重点的な課題と取組み】 p14～p16参照

4 高齢者の多様な住まい方の支援

ア 多様な住まい方の支援

イ 高齢者の居住の安定に向けた支援

ウ 施設・居住系サービスの推進

(2) 施設・居住系サービス

(3) ひとにやさしいまちづくり

ア 安全な歩行空間等の整備

イ 交通機関の改善

(4) 安全な暮らしのために

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

イ 防災意識の啓発

ウ 災害時の要援護者支援

5 サービスの利用支援

(1) 相談体制と効果的な情報提供・啓発

ア 総合相談体制の充実

イ 多様な情報の提供

ウ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

エ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

オ 高齢者和其他の世代との交流

(2) 福祉人材の確保等

(3) 介護サービスの質の向上と確保

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

イ 介護サービスの適正化

ウ 介護支援専門員の質の向上

エ 公平・公正な要介護（要支援）認定

オ 介護サービスの苦情相談

カ 事業者の指定・指導について

1 地域包括ケアの推進

(重点的な課題と取組み p5 ~ p6参照)

2 認知症高齢者支援と権利擁護

(重点的な課題と取組み p7 ~ p9参照)

3 生きがいづくり、介護予防・健康づくり

(重点的な課題と取組み p10 ~ p13参照)

4 住まい・まちづくり

(1) 住まいづくり

(2) 施設・居住系サービス

(3) ひとにやさしいまちづくり

} (重点的な課題と取組み p14 ~ p16参照)

ア 安全な歩行空間等の整備

- 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「交通バリアフリー基本構想」等に基づき、各方面での広報活動を進め、高齢者をはじめすべての市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

○ 既設歩道の段差解消

○ わがまちのやさしさ発見レポート募集 等

イ 交通機関の改善

- 誰もが、地下鉄・ニュートラム・市バス等の交通機関をより安全・快適に利用できるよう、交通機関のバリアフリー化を促進します。

(4) 安全な暮らしのために

ア 大規模災害発生時の救援体制の整備

- 「大阪市地域防災計画<震災対策編>」、「同<風水害等対策編>」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

○ 高齢者世帯への防火訪問

○ 防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

イ 防災意識の啓発

- 生活ガイドブック「くらしの便利帳」(2年に1回発行)に防災対策について記載する他、様々な広報、啓発を行います。

ウ 災害時の要援護者支援

- 大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など(災害時要援護者)を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」を平成21(2009)年に策定しました。東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアルVer.1.0」を平成23(2011)年7月に作成したところであり、今後も高齢者の災害対策を推進します。

- 地域防災リーダーによる支援
- 火災警報機(連動型)の設置
- 緊急通報システム
- 福祉避難所・緊急入所施設の指定 等

エ 防犯対策の取組み

- 地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

5 サービスの利用支援

(1) 相談体制と効果的な情報提供・啓発

ア 総合相談体制の充実

- 区保健福祉センターに総合相談窓口を設置し、相談援助を行う他、様々な窓口を通じて、高齢者が安心して暮らせるように相談体制の充実に努めます。

- 地域包括支援センター、総合相談窓口(ブランチ)
- 地域ネットワーク委員会 等

イ 多様な情報の提供

- 高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については大阪市政だより等を活用し必要な広報を行う他、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、高齢者に限らず広く社会福祉に関することや様々な取組みについて情報提供を行います。

- 「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成
- 生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配付
- パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供 等

ウ 外国籍の高齢者などに対する情報提供

- 外国籍の高齢者が、高齢者に対する保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

- 介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成
- 外国籍住民のための7言語による市政・区政相談、法律相談

等

エ 高齢社会の理解と高齢期へ向けての啓発

- 高齢者福祉月間をはじめ、高齢社会の理解を深めるための取組みを推進するとともに、生活習慣病予防等、若いときから高齢期を意識した生活を営むよう啓発に努めます。

- 高齢者福祉月間事業

等

オ 高齢者和其他の世代との交流

- 老人福祉センター等において、世代間交流事業等を推進するほか、高齢者とのふれあいを大切に活動を実施します。

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

等

(2) 福祉人材の確保

- 多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保できるよう取り組みます。人材の養成にあたっては、研修等の実施により介護サービス事業などの従事者の資質向上につとめ、人権・権利擁護意識の啓発に取り組みます。
- また、近年の少子高齢化の急速な進行のもと、子どもの頃から福祉の心を育成し、地域福祉の担い手として将来につないでいくための取組みを進めます。

- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉人材の養成
- 「ふくし読本」等の活用

等

(3) 介護サービスの質の向上と確保

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

- 利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されております。この制度は都道府県事務として運営されており、大阪府ではホームページを通じて情報提供を行います。また、認知症対応型共同生活介護等に係る外部評価結果については、区保健福祉センター等で公開します。

イ 介護サービスの適正化

- 要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供並びに介護報酬請求の適正化等の目標を定めて取組みを進め、より良いサービスが提供されるよう事業者を指導します。

- 介護保険住宅改修費適正給付事業
- ケアプランチェック（適正給付）
- 給付費通知の送付
- 等

ウ 介護支援専門員の質の向上

- 介護支援専門員の資質・専門性の向上のために資格の更新制等とともに体系化された研修を都道府県で実施します。また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を配置し、包括的・継続的マネジメント事業を展開します。

エ 公平・公正な要介護（要支援）認定

- 公平・公正に行われるよう大阪府の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託して実施するとともに、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。また、平成24（2012）年に「認定事務センター」を開設し、要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図ります。

- 認定調査員に対する研修の実施
- 等

オ 介護サービスの苦情相談

- 介護保険サービスへの相談や苦情は、区保健福祉センターにおいて対応するとともに、サービス内容に関して当事者間で問題が発生した場合には、おおさか介護サービス相談センターにおいて迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

カ 事業者の指定・指導について

- 平成23（2011）年の介護保険法の一部改正により、大阪府が処理している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設等及び指定介護予防サービス事業者の指定及び指導監督権限が平成24（2012）年度から本市に移譲されることになりました。

本市においては、これらの権限を有効かつ効果的に行使するべく各介護事業にかかる指定を適切かつ迅速に行い、また、事業者への集団指導や個別の实地指導・監査の強化にも取組み、大阪府・府内各市町村と連携し介護保険事業がより一層適正に行われるよう努めます。

* 施設の整備目標数・サービス目標量 *

< 施設の整備目標数 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	10,300	10,900	11,500
うち地域密着型介護老人福祉施設	139	197	255
介護老人保健施設	6,836	7,136	7,450
介護療養型医療施設	850	850	810
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3,275	3,715	4,177
特定施設入居者生活介護	5,415	5,967	6,519
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	145	145	145

< 介護保険給付サービス目標量 >

	単位	第 4 期計画期間			第 5 期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス							
訪問介護	回 / 週	164,917	183,312	192,366	203,486	211,696	220,274
介護予防訪問介護	人 / 月	19,109	19,741	21,116	22,503	23,854	25,164
訪問入浴介護	回 / 週	1,597	1,682	1,759	1,864	1,919	1,981
介護予防訪問入浴介護	回 / 週	12	12	12	13	15	15
訪問看護	回 / 週	9,149	10,074	10,578	11,250	11,729	12,230
介護予防訪問看護	回 / 週	685	727	766	816	866	914
訪問リハビリテーション	回 / 週	2,945	3,677	3,856	4,126	4,328	4,537
介護予防訪問リハビリテーション	回 / 週	261	313	332	354	375	394
居宅療養管理指導	人 / 月	9,463	10,956	11,486	12,281	12,899	13,541
介護予防居宅療養管理指導	人 / 月	830	843	898	957	1,014	1,070
通所介護	回 / 週	35,104	39,011	41,145	44,147	46,734	49,390
介護予防通所介護	人 / 月	5,158	5,631	6,003	6,398	6,782	7,155
通所リハビリテーション	回 / 週	12,642	13,478	14,194	15,216	16,080	16,975
介護予防通所リハビリテーション	人 / 月	1,108	1,102	1,170	1,246	1,322	1,394
短期入所生活介護	日 / 月	32,948	34,694	36,098	38,625	40,475	42,420
介護予防短期入所生活介護	日 / 月	228	202	217	230	243	257
短期入所療養介護	日 / 月	5,456	5,377	5,607	5,993	6,278	6,576
介護予防短期入所療養介護	日 / 月	47	62	63	69	69	76

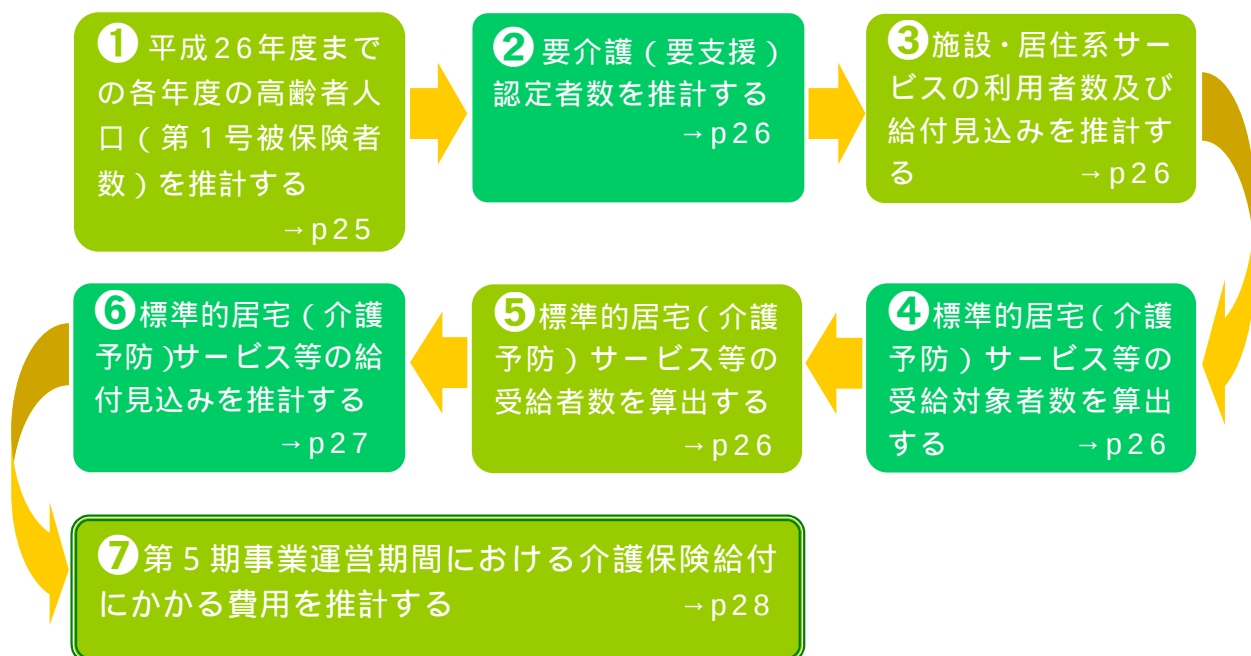
平成21・22年度は実績。平成23年度は見込数値

		単位	第 4 期計画期間			第 5 期計画期間		
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス								
特定施設入居者生活介護	人 / 月	2,437	2,612	3,076	3,521	3,823	4,226	
介護予防特定施設入居者生活介護	人 / 月	422	414	481	549	614	676	
福祉用具貸与	人 / 月	26,897	29,782	31,370	33,579	35,369	37,217	
介護予防福祉用具貸与	人 / 月	5,022	5,821	6,185	6,590	6,987	7,372	
特定福祉用具販売	人 / 年	9,564	10,285	10,815	11,580	12,216	12,868	
特定介護予防福祉用具販売	人 / 年	3,898	4,184	4,465	4,759	5,044	5,322	
住宅改修費の支給	人 / 年	6,340	7,015	7,382	7,909	8,361	8,822	
介護予防住宅改修費の支給	人 / 年	4,052	4,368	4,668	4,974	5,272	5,563	
居宅介護支援	人 / 月	45,428	48,666	51,380	55,078	58,251	61,498	
介護予防支援	人 / 月	23,871	24,788	26,508	28,248	29,944	31,589	
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人 / 月				284	568	853	
夜間対応型訪問介護	人 / 月	143	144	150	161	168	178	
認知症対応型通所介護	回 / 週	1,908	2,196	2,299	2,472	2,599	2,737	
介護予防認知症対応型通所介護	回 / 週	16	8	9	9	9	10	
小規模多機能型居宅介護	人 / 月	251	311	442	576	654	732	
介護予防小規模多機能型居宅介護	人 / 月	21	30	43	58	68	79	
認知症対応型共同生活介護	人 / 月	1,978	2,197	2,520	2,702	3,099	3,515	
介護予防認知症対応型共同生活介護	人 / 月	5	5	5	5	6	7	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人 / 月	0	10	29	29	145	145	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人 / 月	45	47	52	81	139	197	
複合型サービス	人 / 月				27	54	81	
施設サービス								
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人 / 月	8,872	9,053	9,426	9,673	10,300	10,900	
介護老人保健施設	人 / 月	5,521	5,546	6,061	6,431	6,836	7,136	
介護療養型医療施設	人 / 月	1,459	1,195	982	850	850	810	
平成 21・22 年度は実績。平成 23 年度は見込数値								

	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業				
事業参加者数	人/年	10,965	11,329	11,669
通所型介護予防事業	回/年	16,200	16,700	17,200
訪問型介護予防事業	回/年	410	420	440

* 介護保険給付に係る費用の見込み等 *

介護保険給付に係る費用算定の流れ



① 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）については、より実態に即した精緻な人口推計を行うために、住民基本台帳及び外国人登録の人口データを基に推計を行いました。

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
高齢化率	22.1%	22.3%	22.3%	23.0%	23.8%	24.5%
高齢者人口（千人） （第1号被保険者数）	586	592	595	614	635	654
前期高齢者	327	322	314	322	335	348
全体に占める割合	55.8%	54.4%	52.8%	52.4%	52.8%	53.2%
後期高齢者	259	270	281	292	300	306
全体に占める割合	44.2%	45.6%	47.2%	47.6%	47.2%	46.8%
（参考）						
40～64歳人口（千人）	862	875	892	892	892	891

平成21・22年度は9月末の第1号被保険者数実績。平成23年度は見込数値。

② 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護（要支援）認定者数については、過去の実績を基に平成23（2011）年度以降の推計を行いました。

	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
認定者数（人）	119,328	124,881	131,486	139,057	146,425	153,550
要支援 1	23,127	22,981	24,973	26,348	27,640	28,853
要支援 2	16,770	18,776	19,362	20,433	21,455	22,422
要介護 1	18,300	19,189	19,805	20,966	22,096	23,186
要介護 2	19,411	20,710	22,374	23,679	24,965	26,216
要介護 3	15,307	15,300	15,655	16,587	17,512	18,423
要介護 4	14,529	15,159	15,688	16,626	17,558	18,479
要介護 5	11,884	12,766	13,629	14,418	15,199	15,971
うち第1号被保険者	116,056	121,540	128,097	135,661	143,034	150,162
第1号被保険者中の 認定者割合	19.8%	20.5%	21.5%	22.1%	22.5%	23.0%

平成21・22年度は9月末実績。平成23年度は見込数値。

③ ～ ⑤ サービス利用者（受給者）数の推計

施設・居住系サービス利用者数については、平成23（2011）年度の施設の整備状況及び施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査の結果における利用意向などを踏まえるとともに、施設の整備目標数に稼働率等を考慮し、推計しました。

また、標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数については、過去の受給率実績を踏まえ、適切な標準的居宅（介護予防）サービス等の受給率を設定し、推計しました。

（単位：人）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設・居住系 サービス利用者数	20,694	21,032	22,580	23,760	25,673	27,415
標準的居宅(介護予防) サービス等受給者数	73,072	77,761	82,420	88,179	93,317	98,486

平成21・22年度は実績（年度平均）。平成23年度は見込数値。

⑥ 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み

平成24（2012）年度から平成26（2014）年度における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

また、地域支援事業にかかる費用については、過去の実績等をもとに推計しました。

（単位：億円）

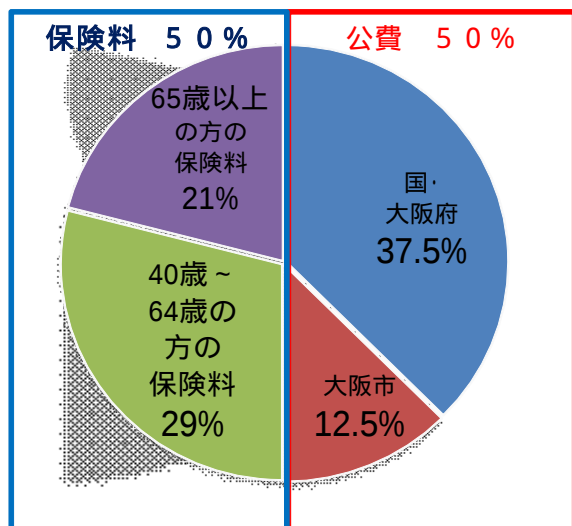
年 度	第4期計画期間			第5期計画期間		
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護保険給付	1,556	1,648	1,751	1,921	2,049	2,173
居宅サービス費	838	918	973	1,083	1,145	1,210
施設・居住系サービス費	631	637	680	733	793	846
その他費用	87	93	98	105	111	117
地域支援事業	34	37	43	43	44	46

平成21・22年度は実績数値。平成23年度は決算見込数値。

< 保険料率及び保険料段階 >

第4期計画期間（平成21年度～23年度）			第5期計画期間（平成24年度～26年度）		
段階	保険料率	基準所得金額	段階	保険料率	基準所得金額
第1	0.50	生活保護の受給者等	第1	0.50	生活保護の受給者等
第2	0.56	世帯非課税 （公的年金等収入＋合計所得金額 80万円）	第2	0.56	世帯非課税 （公的年金等収入＋合計所得金額 80万円）
第3	0.75	世帯非課税（第2段階以外）	第3	0.65	世帯非課税 （公的年金等収入＋合計所得金額 120万円）
			第4	0.75	世帯非課税（第2・3段階以外）
第4	0.85	世帯課税 （公的年金等収入＋合計所得金額 80万円）	第5	0.85	世帯課税 （公的年金等収入＋合計所得金額 80万円）
第5	1.00	世帯課税（第4段階以外）	第6	1.00	世帯課税（第5段階以外）
第6	1.10	本人課税 （合計所得125万円以下）	第7	1.10	本人課税 （合計所得125万円以下）
第7	1.25	本人課税 （合計所得125万円を超え200万円未満）	第8	1.25	本人課税 （合計所得125万円を超え200万円未満）
第8	1.50	本人課税 （合計所得200万円以上400万円未満）	第9	1.50	本人課税 （合計所得200万円以上400万円未満）
第9	1.75	本人課税 （合計所得400万円以上700万円未満）	第10	1.75	本人課税 （合計所得400万円以上700万円未満）
第10	2.00	本人課税 （合計所得700万円以上）	第11	2.00	本人課税 （合計所得700万円以上）

7 第1号被保険者の保険料額の算出



介護保険給付に要する費用は、50%を公費（国・府・市）で負担し、残りの50%を保険料（21%を第1号被保険者の保険料、29%を第2号被保険者の保険料）で負担します。

P25～27で算出した第5期計画期間（平成24～26年度）の費用額に基づき算定すると、第1号被保険者の保険料基準額（第6段階保険料）は月額5,897円（現行月額4,780円）となります。

第5期の介護保険料については、サービス利用者の増加や国における介護報酬の改定（+1.2%）や人件費の地域差を調整するための介護報酬の上乗せ割合の見直しなどの要因により、保険料基準額が上昇しております。

こうしたことから、介護給付費準備基金を全額取り崩すとともに、財政安定化基金を取り崩し、保険料の上昇緩和を図っております。

* 施策の推進体制 *

1 市民等の意見反映のための体制

被保険者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市高齢者施策推進会議」では、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めております。

また、計画の策定にあたっては、委員からの意見を聴くとともに、市民からの意見を募集し、計画への反映について審議しています。

2 施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取り組む、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、健康福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、この計画で示した施策について、府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っています。

計画の進捗状況は大阪市高齢者施策推進会議へ報告し、委員の意見などを踏まえ、効果的・効率的な高齢者施策の推進へつなげます。

また、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」や「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、適正な運営の確保に努めています。

3 研究・検討体制の整備

この計画においては、様々な課題についての研究・検討が求められており、引き続き、必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態把握のための調査・分析等を行うとともに、大阪市立弘済院などの医療機関や大阪市立大学などの研究機関の協力を得て、課題の解決に向けた研究・検討を行います。

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
〔概要版〕

平成24年3月

発行：大阪市健康福祉局	高齢者施策部	高齢福祉課	電話(06)6208-8026
			FAX(06)6202-6964
	高齢者施策部	介護保険課	電話(06)6208-8028
			FAX(06)6201-5175
健康推進部	健康づくり課		電話(06)6208-9961
			FAX(06)6202-6967
			〒530-8201
			大阪市北区中之島1丁目3番20号